

巻頭言

伝染病予防法の改正

玉木 武

殆どもうお目にかかれないカナ混じりの法律に、伝染病予防法がある。

31条からなるこの法律は、明治30年4月1日に制定され、同年5月1日から施行されているから、100年を超える歴史的な法律といえよう。

この法律の趣旨は、「伝染病の防御の機を失せず病毒の襲来を防ぎ、病勢の頓挫を期すべく、予防上至上の効果を収むべきを信ずる。」とされている。

したがって、コレラの患者発生数や死亡者が年間10万人を超えた年もあった法制定当時は、伝染病の拡大防止を目的とし、患者や感染者に対して良質で適切な医療の提供をする事や、早期に社会復帰を行うということを目指したものではなかった。また、従来から伝染病予防法は集団の感染症予防に重点をおいてきたことから、「交通の遮断及び隔離」とか「患者の就業制限」などが規定されており、人権への配慮が欠けているといわれてきた。

さらに、伝染病予防法では、法定伝染病として11疾病、指定伝染病として3疾病、届出伝染病として13疾病があるが、すでに法定伝染病としての対応が必要としなくなった天然痘、日本脳炎がそのまま残されており、その他に過去では社会防衛上厳しい対策が必要であった多くの感染症が、今では軽微な疾患として扱っても問題がなくなっており、一方現在では、人々の国際交流の拡大からエボラ出血熱など我が国では未経験の感染症や、マラリヤなど過去の感染症と考えられていたものも流行しやすい状況にある。

こうした問題を解決するには感染症対策を全面的に見直すべきだ、とする厚生省の諮問を受けた公衆衛生審議会伝染病予防部会・基本問題検討小委員会では「新しい時代の感染症対策について」(報告書)をまとめて、厚生省に報告した。その報告書の内容をかいつまんで整理すると次のようになる。

すなわち、法律の目的は「感染症の発生と拡大の防止、患者・感染者に対する良質な医療の提供と人権の尊重」等としている。関係者の責務としては「国や地方公共団体は、隔離措置等を原則としない制度の実行を担保するため、感染症の発生・拡大等に関する情報を収集、分析し、国民や患者・感染者に公開提供して理解と協力をもとめる。また、国や地方公共団体は感染症予防に必要

な総合的な施策を企画実施するとともに、医療体制の整備等を行う。感染症のために患者や感染者の行動制限を含めた権利の制限を行うときは、必要最小限で均衡のとれたものとする。」となっている。医療関係者の責務としては「患者や感染者に対して良質で適切な医療の提供と、国や地方公共団体の要請に協力する。また、患者等の人権を損なうことのないように努める。」とあり、なお、国民には「感染症の予防について正しい知識を持ち、予防接種を受けたり、手洗いを励行する等、感染症に対して自らが予防していく姿勢が重要であり、感染症に感染した場合には、速やかに医師の診療を受けるなど自助努力が求められる。」と述べている。

そのほか、感染症は、類型毎に、情報提供による拡大防止(インフルエンザ等)、状況に応じ就業制限(0-157)、状況に応じ入院(コレラ等)、原則として入院(ペスト等)などの4分類が考えられている。また、この際、制定当時から異論の多かった「後天性免疫不全症(通称エイズ)の予防に関する法律」は廃止して、伝染病予防法から法律名を変へる予定の、いわゆる「感染症予防法」に包含する事も検討されている。

(総理府公害健康被害補償不服審査会委員、財団理事)